

第 6 6 号議案

東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

東大和市立学童保育所条例（平成10年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「4,500円」の次に「（同一世帯で2人以上の児童が学童保育所に入所している場合は、2人目以降は、児童1人当たり月額2,000円）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における育成料は、無料とする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けている場合
- （2）入所児童と同一の世帯に属する者全員が、当該年度分（4月から8月までの月分の育成料については、前年度分とする。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第7条第2項中「2,500円」の次に「（同一世帯で2人以上の児童が学童保育所に入所している場合は、2人目以降は、児童1人当たり月額1,500円）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときの延長育成料は、当該各号に定める額とする。

- （1）生活保護法第11条第1項各号に掲げる保護を受けている場合 無料
- （2）入所児童と同一の世帯に属する者全員が、当該年度分（4月から8月までの月分の延長育成料については、前年度分とする。）の地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合（前号に掲げる場合を除く。） 無料
- （3）1日を単位として延長学童保育の利用の承認を受けた場合（前2号に掲げる場合を除く。） 児童1人当たり日額500円

第8条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条中「第2号」を「第1号」に改め、「減額し、又は」を削り、第1号を削り、同条第2号中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けているとき又は」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条及び第8条の規定は、令和3年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月以後の月分の育成料又は延長育成料の決定又は免除は、この条例の施行の日前においても、改正後の第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。